を除く。）となり、これらの者、日本郵便株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）（以下この項において「日本郵政株式会社等の職員等」という。）として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となったものの給与法第十九条の五及び第十九条の六に規定する在職期間については、旧公社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を、改正後の規則第六条の二第一項の在職期間とみなす。

（旧郵政被災職員に係る補償等の費用負担）

第十三条　補償法附則第二十三項の費用は、施行日の前日において旧公社に在職し、施行日において郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第二十六条の規定による改正前の同項各号に掲げる者に使用されることとなった旧郵政被災職員については当該者（施行日において旧郵便事業株式会社又は旧郵便局株式会社に使用されることとなった旧郵政被災職員については日本郵便株式会社とし、施行日において旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用されることとなった旧郵政被災職員については独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構とする。）が、それ以外の旧郵政被災職員については日本郵政株式会社が負担するものとする。

2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六九

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公安職俸給表㈠の適用範囲） **第四条**　公安職俸給表㈠は、次に掲げる職員に適用する。 一　警察庁の警察官及び皇宮護衛官並びに都道府県警察の警察官（次に掲げる者を除く。）並びにこれらと同種の業務に従事する職員で指令で指定するもの (1)～(4)　（略） (5)　管区警察局の局長及び警察支局の支局長 (6)　（略） 二　入国者収容所及び地方出入国在留管理局の入国警備官 三　刑務所、少年刑務所、拘置所又は矯正管区に勤務する者並びに矯正研修所に勤務する研修第一部長、研修第二部長、教頭、教官、効果検証官及び指令で指定する職員。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)～(4)　（略）	（公安職俸給表㈠の適用範囲） **第四条**　公安職俸給表㈠は、次に掲げる職員に適用する。 一　警察庁の警察官及び皇宮護衛官並びに都道府県警察の警察官（次に掲げる者を除く。）並びにこれらと同種の業務に従事する職員で指令で指定するもの (1)～(4)　（略） (5)　管区警察局の局長 (6)　（略） 二　入国者収容所及び地方入国管理局の入国警備官 三　刑務所、少年刑務所、拘置所又は矯正管区に勤務する者並びに矯正研修所に勤務する研修第一部長、研修第二部長、教頭及び教官。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)～(4)　（略）

六に規定する在職期間については、旧公社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を、改正後の規則第六条の二第一項の在職期間とみなす。

（旧郵政被災職員に係る補償等の費用負担）

第十三条　補償法附則第二十三項の費用は、施行日の前日において旧公社に在職し、施行日において郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第二十六条の規定による改正前の同項各号に掲げる者に使用されることとなった旧郵政被災職員については当該者（施行日において旧郵便事業株式会社又は旧郵便局株式会社に使用されることとなった旧郵政被災職員については、日本郵便株式会社）が、それ以外の旧郵政被災職員については日本郵政株式会社が負担するものとする。

2　（同上）